

南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南三陸町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、条例第2条に規定する公募により指定管理者の候補者を募集するときは、別に定める募集要項を公告するとともに、町の広報紙及び公式ホームページへの掲載その他広く周知することのできる方法によって行うものとする。

2 条例第2条で定める規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 申請の資格
- (4) 申請の受付期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請は、南三陸町公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 条例第5条第2項の規定による通知は、指定管理者に指定した団体には南三陸町公の施設の指定管理者指定通知（様式第2号）により、指定管理者に指定しない団体には、南三陸町公の施設の指定管理者不指定通知（様式第3号）により行うものとする。

(協定の締結)

第5条 条例第6条に規定する協定は、前条による通知後速やかに締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、条例第9条第1項の規定により指定を取り消すときは、南三陸町公の施設の指定管理者指定取消書（様式第4号）により、管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、南三陸町公の施設の指定管理者業務停止命令書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（南三陸町事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

2 南三陸町事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年南三陸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（8） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定による利用料金の承認に関する事務

様式第 1 号 (第 3 条関係)

南三陸町公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 4 条関係)

南三陸町公の施設の指定管理者指定通知

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

南三陸町長



年 月 日付けで申請のあった南三陸町公の施設の指定管理者指定については、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、貴団体を下記公の施設の指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第4条関係)

南三陸町公の施設の指定管理者不指定通知

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

南三陸町長



年 月 日付けで申請のあった下記公の施設に係る指定管理者指定については、貴団体を指定しませんので、通知します。

記

公の施設の名称

様式第 4 号 (第 6 条関係)

南三陸町公の施設の指定管理者指定取消書

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

南三陸町長



年 月 日付け第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

1 公の施設の名称

2 理由

様式第 5 号 (第 6 条関係)

南三陸町公の施設の指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

南三陸町長



年 月 日付け第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり業務の全部・一部を停止することを命じます。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 業務停止の内容
- 3 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務停止命令の理由